

消費税入門 - シンプルに理解する -

IASS 一般社団法人
社会資本整備支援機構
Infrastructure Adjustment Support System

講師

津田公認会計士・税理士事務所

ゲームチェンジャーコンサルティング株式会社

代表取締役、公認会計士・税理士

津田 寛

この講座で学んでいただきたいもの

本講座では、下記3点を意識してお伝えします

- ✓ 消費税の概要を把握する
- ✓ 「聞いたことある」から「大枠は説明できる」へ
- ✓ 日々の業務での気付きに繋げる

本講座の資料は、国税庁の「消費税のあらまし」、「消費税のしくみ」（令和5年6月時点）等を参照しています。消費税については細かい話も多く存在しているものの、今回の講義は全体感の把握に重点を置いているため、厳密には考え方が複数存在する点や例外となるケースも存在している点、ご了承ください。

「消費税のあらまし」： <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

「消費税のしくみ」： https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_3.htm

講師紹介



公認会計士・税理士
津田 覚（つだ さとる）

出身地	神奈川県横浜市
生年月日	1988年11月27日
経歴	2011.3 慶應義塾大学商学部 卒業 2011.4 有限責任 あずさ監査法人 入所 2015.6 北京中央財經大学院 MBA 修了 2019.11 KPMG中国（上海）海外駐在 2022.8 有限責任 あずさ監査法人 退所 2022.9 津田公認会計士事務所 開業（11月 津田公認会計士・税理士事務所 名称変更） 2023.9 ゲームチェンジャーコンサルティング株式会社 設立 代表取締役 就任
資格	公認会計士 2015年登録 税理士 2022年登録 中国語検定 HSK 最高級 6級、HSKK 口述 高級
経験業種	製造（半導体・印刷・化粧品・自動車）、エンターテインメント（ゲーム・玩具）、ホテル、ブライダル、通信、人材派遣、ソフトウェア制作、警備、出版、飲食、再生エネルギー（太陽光・風力）、建設等
加盟団体	日本公認会計士協会（独立開業支援プロジェクトチーム 構成員） 日本税理士会連合会（東京税理士会 武蔵野支部） TKC全国会（西東京山梨会 武蔵野支部 中小企業支援委員会 委員長） 認定経営革新等支援機関（経済産業省-中小企業庁認定）

消費税の概要①

■ 消費税の負担者と納税者

- ✓ 消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します
- ✓ 消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています
- ✓ 商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます
- ✓ 消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税されます

➤➤ **消費税**は、消費一般について広く公平に課税する**間接税**となっています

※直接税：税を納める人と負担する人が**同じ**税金

※間接税：税を納める人と負担する人が**異なる**税金

消費税の概要②

■ 消費税の仕組み

消費税とは、製造から卸へ、卸から小売へ、小売りから消費者へと順次行われる取引のすべての段階で課税され、その税額は順次に転嫁されていく仕組みになっています。そして、最終的には、消費者に転嫁され、消費者が商品やサービスの購入を通じて負担することになっています（多段階課税）



消費税の概要③

■ 消費税の申告・納付は、誰が、何処に、いつする？

- ✓ 納税義務者は、製造、卸、小売、サービスなどの各段階の事業者（個人事業者・法人）と、保税地域からの外国貨物の引取者
- ✓ 納税義務者は、納税地の所轄税務署長に課税期間（※13ページ参照）の末日の翌日から2月以内（個人事業者の場合は翌年の3月31日まで）に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、消費税額と地方消費税額とを併せて納付します
- ✓ また、直前の課税期間の確定消費税額に基づき、中間申告（※39ページ参照）・納付をすることになります

申告・納付

国内取引（事業者）



所轄税務署長

外国貨物の引取者



所轄税関長

消費税の法体系

消費税法の構成	内容
第1章 総則	用語の定義 課税の対象 納税義務者及び免税事業者 非課税 課税期間 等
第2章 課税標準及び税率	課税標準 税率
第3章 税額控除等	消費税額の控除等
第4章 申告、納付、還付等	中間申告、確定申告、還付申告等
第5章 雑則	届出、帳簿の備え付け、国や地方公共団体等に対する特例等
第6章 罰則	罰則

消費税等の申告書イメージ

消費税申告書（別表1）

第3-(1)号様式

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 3 0 4

令和 年 月 日 税務署長宛

納税地 (電話番号)

(フリガナ) 氏名又は法人番号 (個人番号又は法人番号) (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中国申告 年 月 日 申告 年 月 日 申告 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額①	0 0 0
消費税額②	
控除額大調整税額③	
控除対象仕入税額④	
返還等対価に係る税額⑤	
買入れに係る税額⑥	
控除税額小計⑦	
控除不足還付税額⑧	
差引税額⑨	0 0
中間納付税額⑩	0 0
納付税額⑪	0 0
中間納付還付税額⑫	0 0
この申告書が修正申告である場合	
既確定税額⑬	
差引納付税額⑭	0 0
課税標準の譲渡等の対価の額⑮	
買入の譲渡等の対価の額⑯	

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準額⑰	
地方消費税額⑱	
地方消費税の控除額⑲	
地方消費税の差引税額⑳	0 0
地方消費税の中間納付税額㉑	0 0
地方消費税の納付税額㉒	0 0
地方消費税の中間納付還付税額㉓	0 0
地方消費税の既確定税額㉔	
地方消費税の差引納付税額㉕	0 0

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額②⑤

拡大

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額①	0 0 0
消費税額②	
控除額大調整税額③	
控除対象仕入税額④	
返還等対価に係る税額⑤	
買入れに係る税額⑥	
控除税額小計⑦	
控除不足還付税額⑧	
差引税額⑨	0 0
中間納付税額⑩	0 0
納付税額⑪	0 0
中間納付還付税額⑫	0 0
この申告書が修正申告である場合	
既確定税額⑬	
差引納付税額⑭	0 0
課税標準の譲渡等の対価の額⑮	
買入の譲渡等の対価の額⑯	

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準額⑰	
地方消費税額⑱	
地方消費税の控除額⑲	
地方消費税の差引税額⑳	0 0
地方消費税の中間納付税額㉑	0 0
地方消費税の納付税額㉒	0 0
地方消費税の中間納付還付税額㉓	0 0
地方消費税の既確定税額㉔	
地方消費税の差引納付税額㉕	0 0

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額②⑤

※中間納付の判定金額

国税分である消費税の税額計算欄

地方分である地方消費税の税額計算欄

納付または還付消費税額

消費税の税率

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (=消費税額22/78)	1.76% (=消費税額の22/78)
合 計	10.0%	8.0%

- 》》 消費税は、「消費税」及び「地方消費税」の合計額であり、
- ①標準税率10%と ②軽減税率8%の複数税率となっています

消費税の納税額の計算方法



売上等により顧客から
預かった消費税額合計

仕入、備品購入等により
支払った消費税額合計

≫「仕入税額控除」

納税義務者

商品の販売やサービスの提供、資産の貸付等を行った場合は、その取引に対して消費税が課税されます。

消費税を納める義務のある者（納税義務者）は、次のとおりです。

国内取引の場合



課税資産の譲渡等を行う事業者

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務があります

輸入取引の場合



課税貨物を保税地域から引き取る者

輸入者は、引き取る課税貨物について消費税を納める義務があります。輸入取引の場合、事業者に限らず、消費者である個人が外国貨物を輸入する場合も納税義務者になります



- 国内で課税資産の譲渡等を行った事業者は、納税義務者になります
- 外国貨物を保税地域から引き取る者は、事業者以外でも納税義務者になります

色々な事業者



課税事業者（事業者のうち、次のいずれかに該当する者）

- ✓ 基準期間または特定期間（※次ページ）の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ✓ 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者 等

納税実務の負担軽減措置等：

事業者の納税事務の負担等を軽減するために次のような措置が講じられています



免税事業者（事業者免税点制度）

消費税では、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます

※その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間（※次ページ）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間から課税事業者となります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます



簡易課税事業者

簡易課税制度を選択する場合、課税売上高による制限があります。個人事業主であれば2年前（前々年）、法人であれば2事業年度前（前々事業年度）の売上が5,000万円以下の場合が対象です。なお、この5,000万円の基準は、原則税抜金額で判断します。ただし、2期前の決算が消費税の申告義務がない免税事業者であった場合、税込金額で判断します

※課税売上高が5,000万円以下の場合で、簡易課税制度を選択する際には、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」提出しておく必要があります。課税期間の初日の前日までに、この届出書を提出していれば、課税事業者が簡易課税制度を利用することが可能です

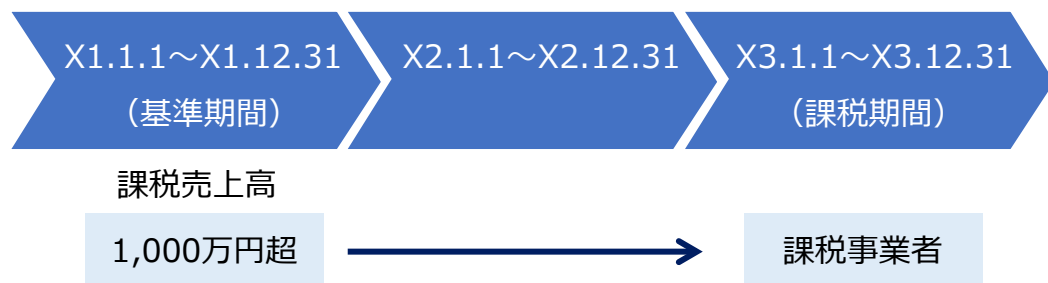
消費税で登場する各「期間」

課税期間：消費税の確定申告の対象となる期間。個人事業者の場合は1/1～12/31、法人の場合は事業年度

基準期間：納税義務の判定の基準となる期間。個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々年度

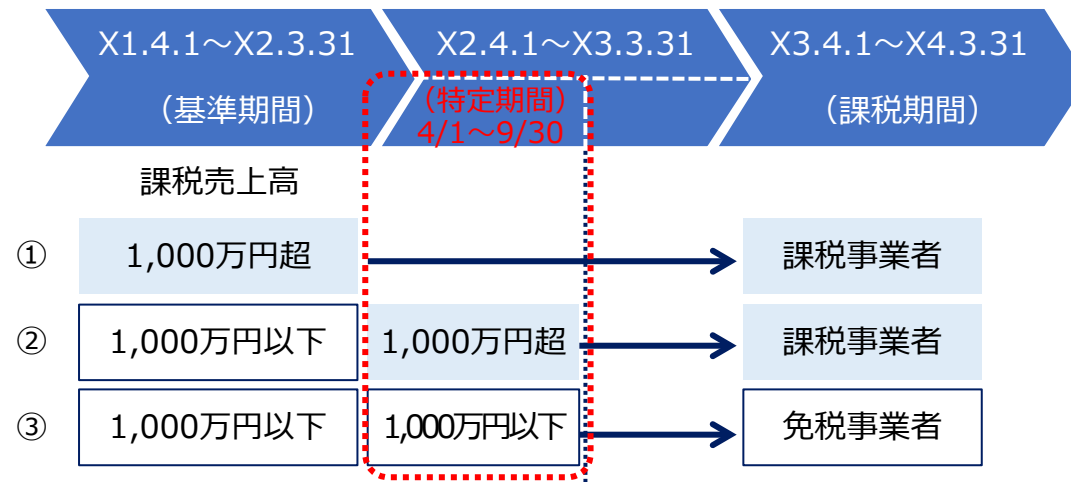
特定期間：個人事業者の場合は1月1日から6月30日までの半年間、法人の場合は原則、前事業年度開始の日以後の6か月間。例えば、個人事業主の場合、前年3月1日に開業した場合の特定期間は「3月1日～6月30日」、前年7月1日に開業した場合は、特定期間はない（前事業年度が1年未満の場合は諸条件有）

個人事業者の場合の基準期間と課税期間



X1年の課税売上高が1,000万円超の場合には、X3年は課税事業者となります

法人の納税義務：事業年度が1年の3月末決算法人の場合



課税標準

課税標準とは、税額計算の基礎となる金額であり、当該合計額（＝課税標準額）に税率を乗じて課税売上に係る消費税を算出します（輸入取引もありますが、本講座では割愛します）。

課税標準



国内取引

課税資産の譲渡等の対価の額

（消費税額及び地方消費税額を含まないが、個別消費税の額を含む）

（参考）みなし譲渡

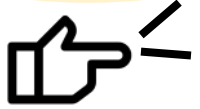
- 個人事業者が事業に使用していた資産を、家事のために消費・使用した場合は、その時における資産の価額に相当する金額が課税標準となります
- 法人がその役員に対して、資産を贈与又は著しく低い対価により譲渡した場合は、その時における資産の価額に相当する金額が課税標準になります

（参考）低額譲渡

- 法人が資産を自社の役員に譲渡した場合で、その対価の額がその譲渡の時におけるその資産の価額と比較して著しく低い時は、その資産の価額相当額がその対価の額とみなされます

理解度Check ①

Check!



以下の（ ）内を埋めなさい

- (1) 消費税は、（ ）方式で、消費一般に広く課税する税金である
- (2) 課税対象は、（ ）取引と輸入取引である
- (3) 免税事業者が課税事業者を選択した場合には、（ ）年間はやめることができない
- (4) 基準期間とは、原則として個人の事業者にあつては課税年度の（ ）、法人にあつては課税年度の（ ）である

理解度Check ① ～解答

Check!



～ 解答 ～

- (1) 消費税は、(**間接税**) 方式で、消費一般に広く課税する税金である
- (2) 課税対象は、(**国内**) 取引と輸入取引である
- (3) 免税事業者が課税事業者を選択した場合には、(**2**) 年間はやめることができない
- (4) 基準期間とは、原則として個人の事業者にとっては課税年度の(**前々年**)、法人にとっては課税年度の(**前々事業年度**) である

理解度Check ②

Check!



以下の（ ）内に入る語句を選択肢から選びそれぞれを埋めなさい

(1) その課税期間の（ ① ）における課税売上高が（ ② ）の事業者は、
納税義務が免除される

(2) 課税売上高とは、消費税の課税対象とされる資産の譲渡や貸付け、サービスの提供（輸出免税取引を含む）の対価の額の合計額をいい、消費税（ ③ ）の金額である

<選択肢>

① ア. 特定期間

イ. 特別期間

ウ. 課税期間

エ. 基準期間

② ア. 5,000万円未満

イ. 1,000万円未満

ウ. 5,000万円以下

エ. 1,000万円以下

③ ア. 込み

イ. 抜き

理解度Check ②～解答

Check!



～ 解答 ～

- (1) その課税期間の（ **基準期間** ）における課税売上高が（ **1,000万円以下** ）の事業者は、納税義務が免除される
- (2) 課税売上高とは、消費税の課税対象とされる資産の譲渡や貸付け、サービスの提供（輸出免税取引を含む）の対価の額の合計額をいい、消費税（ **抜き** ）の金額である

<選択肢>

- | | | | |
|----------------|--------------|--------------|--------------|
| ① ア. 特定期間 | イ. 特別期間 | ウ. 課税期間 | エ. 基準期間 |
| ② ア. 5,000万円未満 | イ. 1,000万円未満 | ウ. 5,000万円以下 | エ. 1,000万円以下 |
| ③ ア. 込み | イ. 抜き | | |

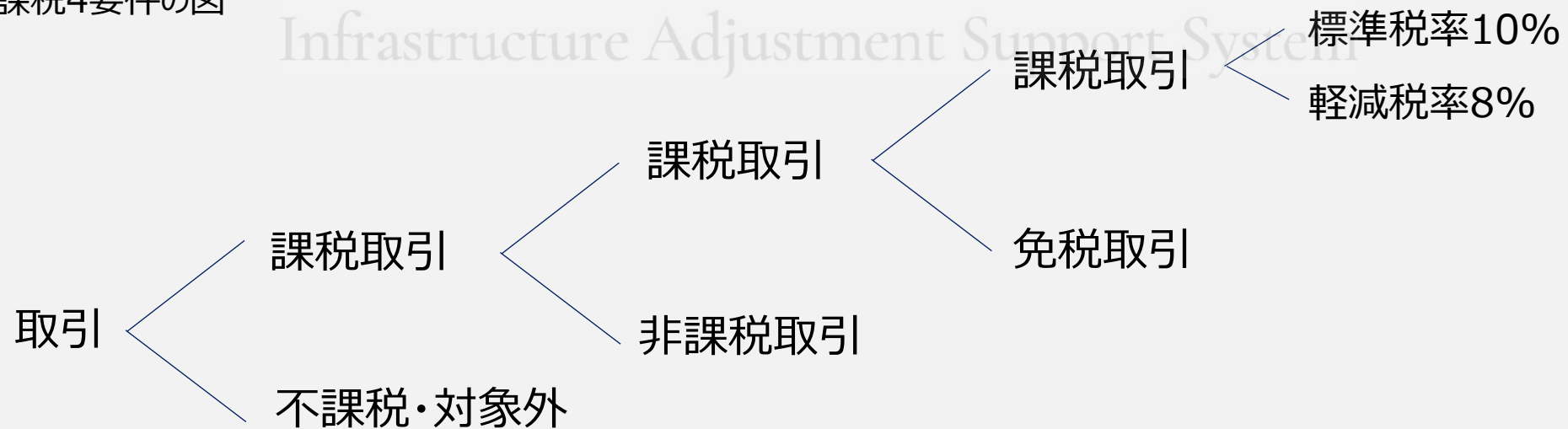


課税4要件

■ 課税4要件

- [1] 国内において行うもの（国内取引）であること
- [2] 事業者が事業として行うものであること
- [3] 対価を得て行うものであること
- [4] 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

課税4要件の図



課税4要件～国内取引～

■ 課税4要件

【1】 国内において行うもの（国内取引）であること

【2】 事業者が事業として行うものであること

【3】 対価を得て行うものであること

【4】 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

消費税は国内取引に対して課税されます。

事業者が国内と国外にわたって取引を行っている場合は、以下の判定基準をもとに、国内取引であるか国外取引であるかを判定します。

① 資産の譲渡又は貸付けの場合

資産の譲渡又は貸付けが行われる時において、その資産の所在する場所が国内であれば国内取引になります

② 役務の提供の場合

役務の提供が行われた場所が国内であれば、国内取引になります

→ その資産が所在・役務の提供が行われた場所が**国外**である場合消費税の**課税対象外**（＝不課税取引）となります

➤➤➤ 国内・国外に渡って取引を行っている場合には、取引内容に応じて国内取引であるか否かの判定が必要

課税4要件～事業者が事業として～

■ 課税4要件

[1] 国内において行うもの（国内取引）であること

[2] 事業者が事業として行うものであること

[3] 対価を得て行うものであること

[4] 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

事業者が事業として行う取引を課税対象としています

事業者	事業
・ 個人事業者(事業を行う個人) ・ 法人	対価を得て行われる資産の譲渡等を反復、継続かつ独立して遂行すること

法人が行う取引は全て「事業として」に該当します。

個人事業者の場合は、事業者の立場と消費者の立場とを兼ねていますから、事業者の立場で行う取引が「事業として」に該当し、消費者の立場で行う資産の譲渡（例：家庭で使用している電子レンジ等家事用資産の売却）等は「事業として」に該当しません。

≫ 個人事業者は、事業者の立場で行う取引が課税の対象

課税4要件～対価を得て～

■ 課税4要件

[1] 国内において行うもの（国内取引）であること

[2] 事業者が事業として行うものであること

[3] 対価を得て行うものであること

[4] 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

資産の譲渡等に対して反対給付※ を受けること（＝反対給付として対価を得る取引）をいいます。
したがって、寄附金、補助金のようなものは一般的には資産の譲渡等の対価に該当せず、原則として課税対象になりません。また、無償の取引（みなし譲渡に該当するものは除く。）や利益の配当、宝くじの当せん金等も同様に課税対象になりません。

※反対給付：売買などの双務契約で、一方の給付に対して対価の意味をもつ他方の給付（デジタル大辞泉より）

➤➤➤ 対価を得る取引とは、反対給付を受ける取引のこと

課税4要件～資産の譲渡・貸付け、役務の提供～

■ 課税4要件

- [1] 国内において行うもの（国内取引）であること
- [2] 事業者が事業として行うものであること
- [3] 対価を得て行うものであること
- [4] 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること**

① 資産の譲渡とは

売買や交換等の契約により、資産の同一性を保持しつつ、他人に移転すること

② 資産の貸付けとは

賃貸借や消費貸借等の契約により、資産を他の者に貸し付け、使用させる一切の行為

③ 役務の提供とは

請負契約、運送契約、委任契約、寄託契約などに基づいて労務、便益その他のサービスを提供すること

不課税取引

■ 課税4要件

- [1] 国内において行うもの（国内取引）であること
- [2] 事業者が事業として行うものであること
- [3] 対価を得て行うものであること
- [4] 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

» 上記 [1] ～ [4] の要件のうち、1つでも満たしていない場合には**不課税取引**となります

不課税取引例	理 由
国外取引（海外での食事・宿泊代など）	国内取引に該当しない
損害賠償金	損害に対するもので、事業として行うものではない
寄附金・祝金・見舞金・補助金等	対価として支払われるものではない
保険金・共済金の受取り	資産の譲渡等の対価とはいえない

非課税取引

非課税取引は、消費税法において、1.消費の性格から課税対象とすることになじまないもの、
2.社会政策的な配慮に基づくものであり、限定列挙されている

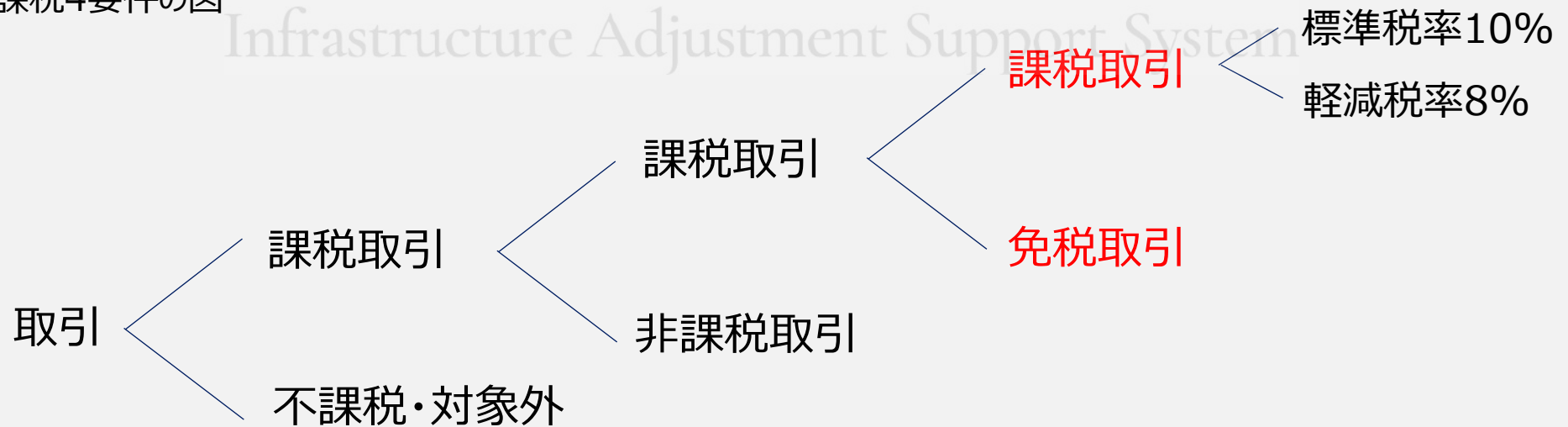
1.税の性格(消費に負担を求める税)から課税対象とすることになじまないもの	①	土地の譲渡・土地の貸付 （駐車場としての貸付、テニスコートや野球場の貸付は課税）
	②	有価証券等の譲渡 （ゴルフ会員権等は課税）
	③	利子に対価とする金銭の貸付、保険料に対価とする役務の提供等
	④	郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手等の譲渡
	⑤	行政事務等及び外国為替業務に係る役務の提供
2.社会政策的な配慮にもとづくもの	⑥	社会保険適用の医療費
	⑦	介護保険適用のもの、社会福祉法（生活保護法等）適用のもの
	⑧	医師等による妊娠検査、妊婦検診など
	⑨	埋葬料、火葬量に対価とする役務の提供
	⑩	身体障害者用品に係る資産の譲渡等
	⑪	学校の授業料、入学金、施設整備費など
	⑫	教科用図書の譲渡
	⑬	住宅の貸付 （人の居住の用に供することが明らかであるもの） 事業者が社宅として従業員に転貸した場合も非課税となる

免税取引

■ 課税取引と免税取引

共に課税対象取引であるものの、免税取引（免税店販売を含む輸出取引、国際輸送、国際通信、国際郵便等）に該当する場合には、いわゆる「0%課税」となり、課税売上と考えられるため、仕入に係る消費税が控除可能となっている

課税4要件の図



インボイス制度（簡単に）

令和5年10月1日、制度スタート！

■ 適格請求書＝インボイス

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

■ インボイス制度とは

＜売手側＞

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められた時は、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

＜買手側＞

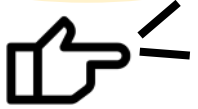
買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売上）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

適格請求書発行事業者となる場合には、課税売上や資本金の金額に関係なく、課税事業者となります。登録を受けるか否かは、事業者の任意となっています。



理解度Check ③

Check!



以下の（ ）内を埋めなさい

(1) 国内取引の課税の対象は次の4つの条件をすべて満たす取引である

- ① () において行うものであること
- ② () が () として行うものであること
- ③ () を得て行うものであること
- ④ 資産の ()、資産の () 又は () の提供であること

理解度Check ③～解答

Check!



～ 解答 ～

(1) 国内取引の課税の対象は次の4つの条件をすべて満たす取引である

- ① (国内) において行うものであること
- ② (事業者) が (事業) として行うものであること
- ③ (対価) を得て行うものであること
- ④ 資産の (譲渡) 、資産の (貸付け) 又は (役務) の提供であること



控除税額等の計算

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（以下「仕入控除税額」）を控除した金額を納付しますが、簡易課税制度を適用する事業者とその他の事業者とでは、仕入控除税額の計算方法が異なります

納付税額の計算方法（概要）

一般課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額（実額）}$$

簡易課税

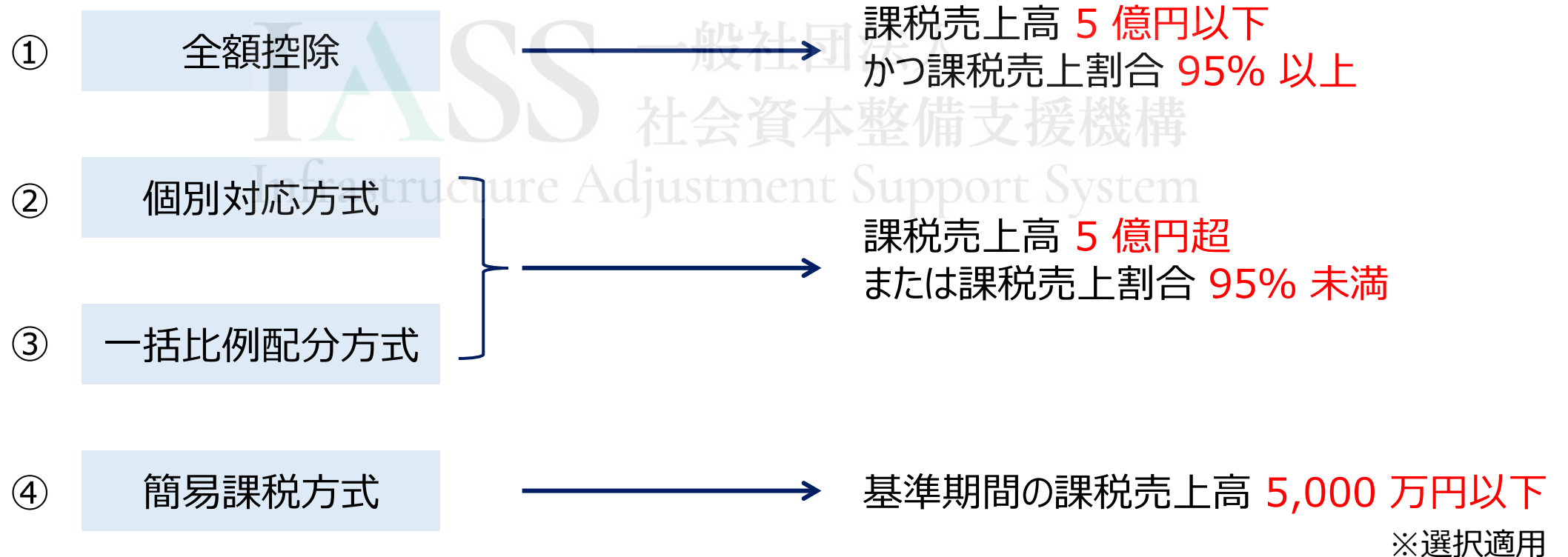
課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税売上げ等に係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

この部分の計算が
異なります

課税仕入れの計算方法

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額は4種類の計算方法があります



課税売上割合の計算

■ 課税売上割合の計算方法

課税売上高 = 課税売上 + 免税売上

※非課税売上は課税売上高には含まれない

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{免税されない課税売上} + \text{免税売上}}{\text{免税されない課税売上} + \text{免税売上} + \text{非課税売上}}$$

課税仕入れの計算方法～①全額控除

① 全額控除（課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%以上）の場合

課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除します

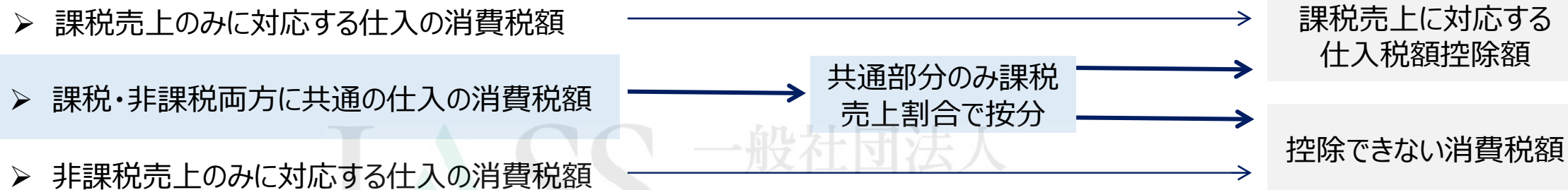
$$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{国内における課税仕入れに係る消費税額} + \text{外国貨物の引取に係る消費税額}$$

$$\text{課税仕入高の合計額(税込み)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (標準税率)} \text{ 又は } \frac{6.24}{108} \text{ (軽減税率)}$$

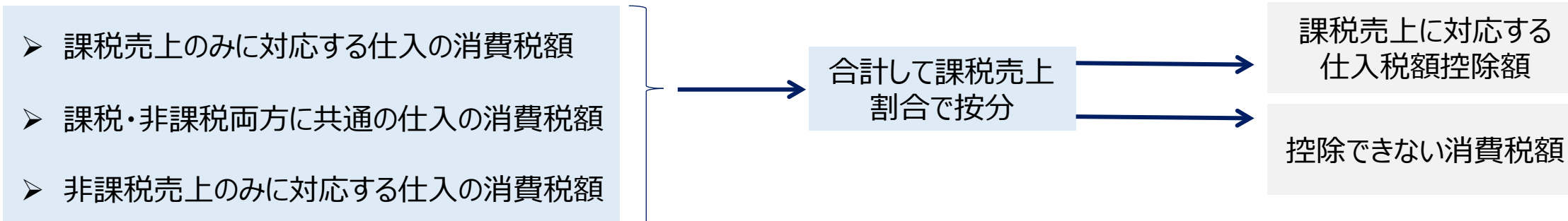
保全地域から引き取った外国貨物に課された、又は課されるべき消費税額

課税仕入れの計算方法 ～②個別対応方式と③一括比例配分方式

② 個別対応方式



③ 一括比例配分方式



※選択した場合、2年間以上継続して適用した後でないと個別対応方式へ変更できない

課税仕入れの計算の計算方法 ～④簡易課税 1/2

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（以下「仕入控除税額」）を控除した金額を納付しますが、簡易課税制度を適用する事業者とその他の事業者とでは、仕入控除税額の計算方法が異なります

■ 納付税額の計算方法（概要）

一般課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します

消費税の
納付税額

=

課税売上げに
係る消費税額

-

課税仕入れ等に係る
消費税額（実額）

簡易課税

課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します

消費税の
納付税額

=

課税売上げに
係る消費税額

-

課税売上げに
係る消費税額(※) × みなし
仕入率

この部分の計算が
異なります

※貸倒回収・売上に係る対価の返還等に係る消費税額も考慮します

課税仕入れの計算方法 ～④簡易課税 2/2

■ 簡易課税制度（課税仕入れ等に係る消費税額に乘じるみなし仕入率）

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第 1 種事業	 卸売業 <他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者に販売する事業>	90%
第 2 種事業	 小売業 <他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業> 農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第 3 種事業	 農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く) 鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第 4 種事業	 第1・2・3・5・6種事業以外の事業(飲食店業等)・事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も該当する	60%
第 5 種事業	 運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業 <第1種事業から第3種事業までに該当しないもの>	50%
第 6 種事業	 不動産業	40%

中間申告について

■一般（本則）課税制度

例：個人事業者の場合（1月～12月が課税期間）

直前の課税期間の 確定消費税額	48万円以下	48万円超 400万円以下	400万円超 4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数	原則：中間申告不要	年1回	年3回	年11回
中間申告 提出・納付期限		各中間申告の対象と なる課税期間の末日の 翌日から2ヶ月以内	各中間申告の対象と なる課税期間の末日の 翌日から2ヶ月以内	1～3月分：5月末日 4～11月分：中間申 告期間の末日から2ヶ 月以内
中間納付税額		直前の課税期間の 確定消費税額の 6/12	直前の課税期間の 確定消費税額の 3/12	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/12
1年の合計 申告回数	確定申告1回	確定申告1回 中間申告1回	確定申告1回 中間申告3回	確定申告1回 中間申告11回

国、地方公共団体等に対する特例について

■ 事業単位等の特例

- [1] 資産の譲渡等の事業単位について
- [2] 納税義務の成立時期について
- [3] 申告書の提出期限について

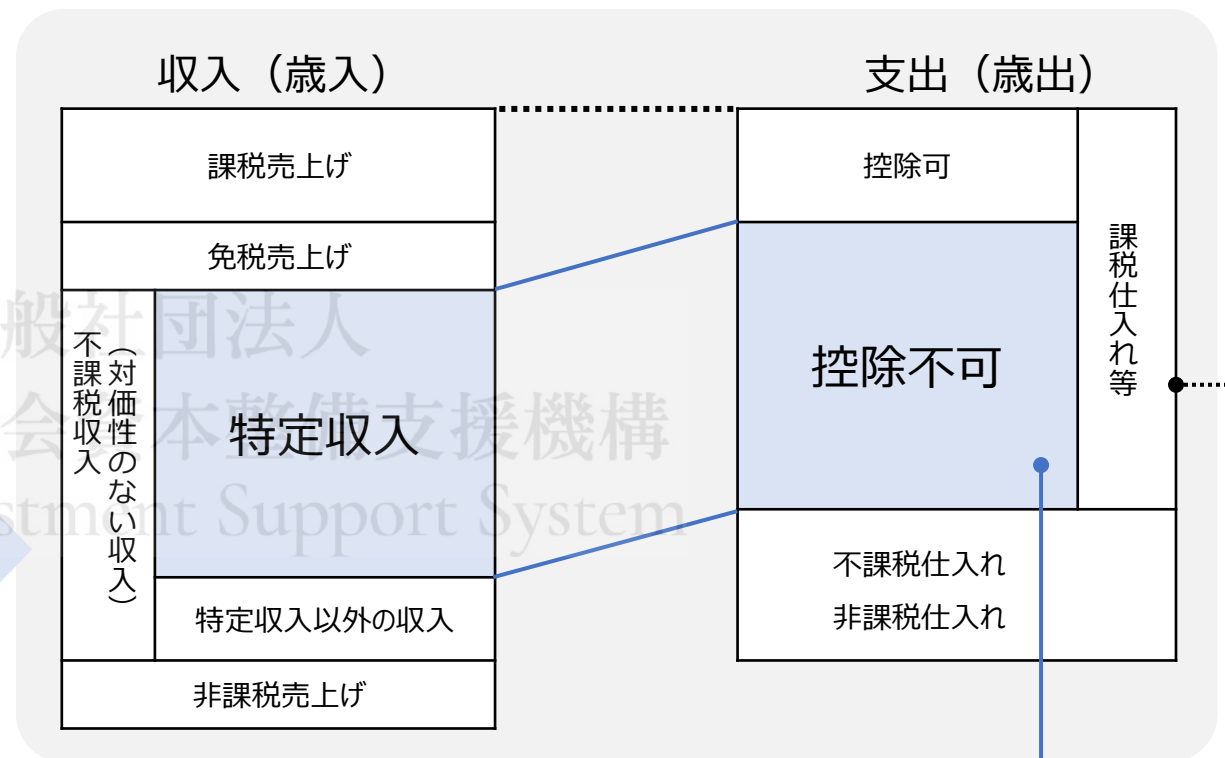
■ 仕入税額控除についての特例



国税庁HP「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」を参照いただくと、より詳しい情報の確認が可能です

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/shohizei.htm>

＜仕入控除税額の計算の特例のイメージ＞



＜仕入税額控除の調整計算＞

仕入控除税額

=

調整前の仕入
控除税額

-

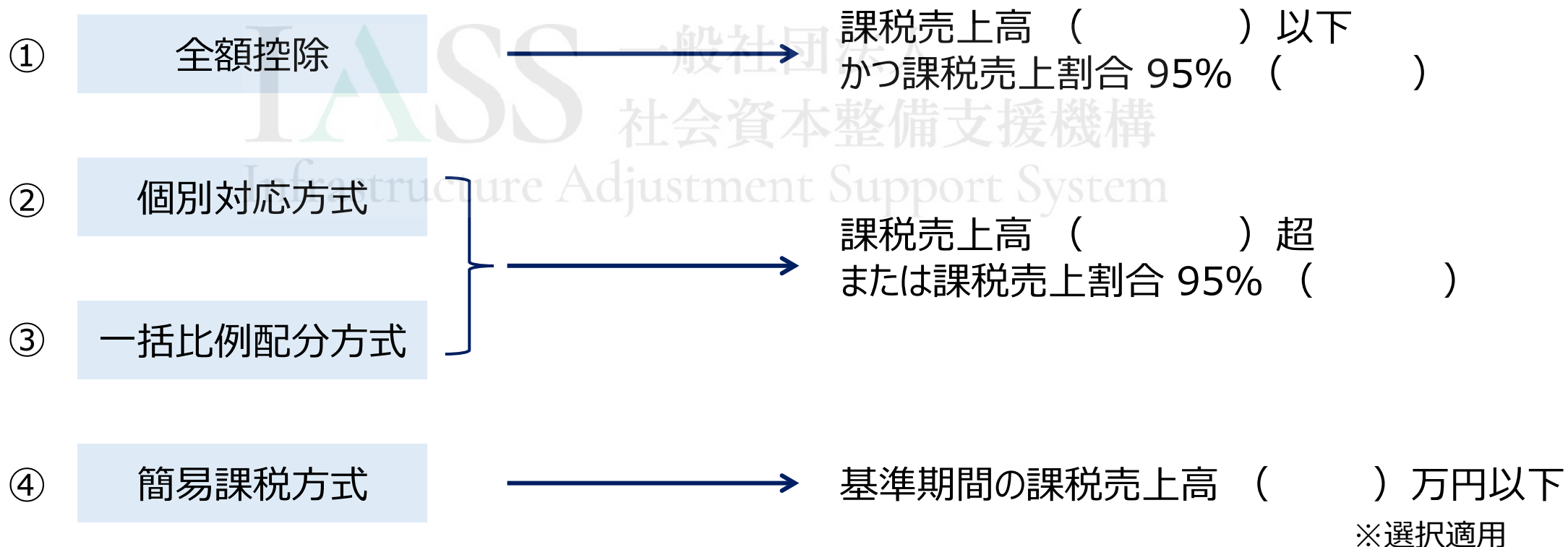
特定収入に係る
課税仕入れ等の税額

理解度Check ④

Check!



課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額は4種類の計算方法があります。
空欄に正しい金額や言葉を回答しなさい



理解度Check ④ ～解答

Check!



課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額は4種類の計算方法があります。

空欄に正しい金額や言葉を回答しなさい

～ 解答 ～

①

全額控除

課税売上高（ **5億円** ）以下
かつ課税売上割合 95%（ **以上** ）

②

個別対応方式

課税売上高（ **5億円** ）超
または課税売上割合 95%（ **未滿** ）

③

一括比例配分方式

④

簡易課税方式

基準期間の課税売上高（ **5,000** ）万円以下
※選択適用

本講座では、下記3点を意識してお伝えしました

- ✓ 消費税の概要を把握する
- ✓ 「聞いたことある」から「大枠は説明できる」へ
- ✓ 日々の業務での気付きに繋げる

津田公認会計士・税理士事務所
ゲームチェンジャーコンサルティング株式会社
〒181-0013 社会資本整備支援機構
東京都三鷹市下連雀3-22-18 林ビル201号室
TEL : 070-2612-8460